

311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS



公式HP

VOL. 3
2022.12.10



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

311子ども甲状腺がん裁判の第3回口頭弁論が、11月9日、東京地裁で行われました。この日の報告集会では、スタッフは裁判を応援するチャリティTシャツ「Be a Voice!」を着て集合。この裁判を大きな声にしていこう！と気持ちをひとつにしました。



photo / Jun Nakasuji

第3回 口頭弁論

意見陳述を終えて

原告5さん



読むのに必死だったけど、ふと我にかえると、手が震えていました。私の意見陳述は本当に、ただただ思い出話だったと思う。やってよかったかどうかはわからないけど、自分が意見陳述とをしたことに意味があったらいいなと思っています。

目次

原告意見陳述……P2～4

「がんになったのが自分で良かった」という言葉の重さ 古川健三弁護士……P5

病気の因果関係は法的にどう判断されるべきか 中野宏典弁護士……P5

原告の「原因確率」は90%以上 西念京祐弁護士……P5

ひきつづき、熱い、厚いご支援を！ 井戸謙一弁護団長……P7

ここが知りたい！「国連と小児甲状腺がん」……P7

チャリティTシャツのお知らせ/今後の日程ほか……P8



原告の意見陳述(全文)

漠然とした不安。これから先のことも考えられない

原告5さん



はじめに —— 今まで書いた中で一番長い文章

私は、文章でも、言葉でも、自分が思っていることを伝えるのがもともと得意ではありません。

裁判を起こす前、私は、裁判は1回で終わるものだと思っていました。意見陳述も、誰か一人が代表して読むんだと思っていました。

だから提訴後に、原告で色々な話し合いをして、原告全員が意見陳述しようとなったとき、正直おわたな一と思いました。でも2回、裁判所に来て、自分の辛い経験を話すほかの原告を見て、同じ病気になっても、みんな一人ひとり、全然違う。自分もやらないわけにはいかないと思いました。

私は、昔のことはよく覚えているのに、最近のことはあまり覚えていないし、内容も、文章も、自信はありません。

弁護士さんと毎週のようにラインで話し合いをして、少しずつ思い出しながら、陳述書を作りました。この陳述書は、私がこれまでに書いた中で、一番長い作文です。最後まで嘸まずに、読みたいと思います。

被ばく —— 放射能は「気にしてない側」だった

震災があったのは中1の時です。その日は、先輩の卒業式があり、学校の終わりが早かったので、セブンでお昼ご飯を買い、友達の家で食べつつ、遊んでました。私も友達もおでんを買ってたのを覚えてます。

ちょうど、おでんを食べてた時に携帯のサイレンがなり、地震が起きました。携帯のサイレンを聞くのも、あんなに大きな地震にあうのも初めてで、みんな大慌てで、外に避難しました。

外はふびいていて、この世の終わりだなと感じ、友達と話した記憶があります。

それぞれの家族に連絡を取り終えて、また、友達ん家に入り、ニュースをつけると「震度6」という数字が目飛び込んできました。津波の映像が流れてきて、それを見た友達が泣いてるのを見

て、やっと、この状況がとても酷いことなのだと把握しました。

原発事故は、伯母が、放射能をととても気にしてたので、よく覚えています。放射能は、気にする人と気にしてない人の差が激しくて、自分は、気にしてない方の側だったので、何も変わらず、ノ一天気に暮らしてました。

爆発映像は、流し見程度でしたが、風評被害とか、福島へのあたりの強さとか、どんどん状況がひどくなっている印象でした。

学校生活 —— 学校には、あまりいかなかった

学校は、休みが少し長引きました。新学期が始まっても、ちょっと落ち着かない感じでした。避難をする生徒が何人かいて、その中に私の友だちもいました。

そのショックもあったのか、どんどん学校に行く頻度が低くなりました。それが、だんだん本格的に不登校になりました。不登校になっても、部活の方には顔を出していました。

学校に行くのは放課後です。部活が終わっても帰らず、校門付近や公園でだべっていて、夜遅くまで学校にいて先生に注意された。

放射能を気にする友達が私の周りにいなかったもので、普通に遊んでました。雨が降ってもそれに当たりながら帰った。外に出かける時、持って歩くようにと、学校から渡された数値を測る機械も身につけず、家に放置してた。

でも、伯母はとても気にしていて、いつかからだに影響が出るのだな一と感じながらも、どこか自分は大丈夫と思っていたような気がします。自分の家族もそこまで気にする感じではなかったので、遊びにも普通に行っていました。

地元より安いからという理由で、週末に友達と、電車で須賀川に行きイオンタウンのプリクラを撮りに行くという謎の行為をしていた。プリクラより交通費の方が高かった。

不登校中は、市役所近くの不登校になってしまった子がくるところに通っていて、バスで行ったり、車で送り迎えしてもらったり、長い時間をかけて、歩いて帰ったりもしていました。

診断—— がんと診断されても何も感じなかった

不登校だったので、学校では一度も、甲状腺のエコー検査は受けていません。自宅に通知が来ても2回ぐらい拒否していた。特に理由もなく、めんどくさい、する必要はないと思っていたのだと思う。

3回目ぐらい目の通知で、「これが最後」みたいなことを親から聞かされ、「最後なら行くか」のノリで受けた気がします。

エコーを取り終えた時、なぜか、がんがあるんじゃないのかなと勤が働いてました。それを親にも言ってます。案の定、再検査の通知が来ました。

福島医大での再検査でした。細胞診の首に刺す針は最初、とても怖く感じました。痛みには強い方ですがこの時は恐怖でした。針の痛みより、押されてるのか、刺さってる圧なのか、見えなくてよくわかりませんでした。針の痛みではない痛みの方が強かったです。それを何故か2回受けた記憶があります。

そのあと、がんと診断されました。最初のエコーの時点でがんだと思っていたので、なんとも感じませんでした。でも母は泣いていたのか、ショックを受けていた。

福島医大の通院はとても憂鬱でした。まず医大に着くのに車で1時間ちょいばかり、そこからさらに診察されるまでに2~3時間ぐらい待っていて、憂鬱でしかなかったです。

暗い廊下で、ずっとうつむいたまま。覚えている光景は、自分のiPhoneの有線です。聞いていた曲は多分、ボカロとか、ラッドウィンプスとか、米津玄師とか。でも、よく覚えていない。

待っている時に、カウンセラーの人なのか、話しかけてくれる先生がいましたが、きっとあの時はイライラずっとしていて、ときに態度がよろしくなかった日もあったと思います。今思うと本当申し訳ないなと、その方に思います。

診察時にもイライラしました。ちょっと気にな

る事があって母に聞くと、母が代わりに先生に聞いてくれました。その度に、先生の「大丈夫だから、心配なんだね？」みたいな表情とか言動が本当にイライラさせてくれました。そんなことはどうでも良いので、待ち時間を減らしてくれないかと余計にイライラしてました。

どれぐらいの頻度で通院していたのかは記憶なし。採血は慣れた。最初はこんなにとるの？という驚きがあったけど、今は、「こんぐらいだよね」という慣れです。でも、いまでも、病院は好きになれない。病院の空間自体が。待っている人だけがいる場所だから。

手術—— 手術の日は、誕生日だった

手術の日は誕生日でした。自分の記憶してる限り、誕生日は天気が悪い雨とかだったのに、その日は晴天でした。手術はするのは先生ですが、やっぱり手術ってなると、めんどくささや不安があり嫌だった。今もできるなら、もうしたくはない。

でも、全身麻酔は経験できて良かった。自分の意志と関係なく、意識がなくなる……。死って、こんな感じなのかなと思う。手術の傷はずいぶん大きかったけど、切り取った物が見れなくて残念だった。

退院後はまた通院。傷口を塞ぐテープをちゃんと貼らなきゃいけないがめんどくさく、貼らない、薬も飲み忘れる。傷口を早く治す薬はちゃんと飲んでけばよかったなと後悔しています。

ただ日焼けは良くないということだけは聞いて、ピンポイントで対策してたと思う。バンダナとかチョーカーとかで。ホルモンの影響で、太るから気をつけなさいと言われてたが、ちゃんと太った。

再発—— 2回目の手術と、アイソトープ治療

先生が「とってしまえば大丈夫」というので、私は、がんをとっちゃえば、がん患者ではなくなると思っていました。けど、また手術することになった。再発なのか、元々取れなかったのが大きくなったのかわかりません。

がんが見つかったのは、成人式の次の日。この時も、特に驚かなかったけど、「めんどくさっ」とは思いました。何がどうなって、今の病院に転

院したのか覚えてない。すぐ手術となったような気がします。母の心配していた通りになった。

転院した病院は小さくて、専門の病院ってこともあって人が多い。福島から東京の病院に通うようになり、朝が早くてきつくなかったけど、もうこの時には、待たされるのも長い移動時間もどうでも良いと思っていました。いや、イラついてた時もあった。

2回目の手術は、意識があるうちに尿管のくだと、鼻に通すくだを入れました。とても綺麗な看護師さんだったのを覚えてます。でも、鼻のくだが入らず、涙とか鼻水とか、顔から出る物は全部出た。手術後より大変だった。

手術前の病室で、祖母が私に向かって手を合わせた。恥ずかしい。マジやめて。と思って、写真を撮りました。

麻酔から覚めると、今度は、点滴の針が入らず、また看護師さんにすごい迷惑をかけた。2、3人の看護師さんが交代し、初めてあんなに針を刺されました。申し訳ないなと思った記憶。看護師さんからずっと謝ってたよと言われました。

手術はリンパを大きく切り取ったので、耳の下まで傷口がありました。でも、その時は、どんな手術か理解してなかった。傷口がなかなか塞がらず、退院後に、首から体液が流れてきたときは焦りました。急遽、福島から東京の病院に行った。

手と足が硬直するようにもなった。気づいたのはトイレ。勝手にかか上がりが上がり、変に力が入ってなのか立てなくなりました。これは2回目の手術が原因だと思う。

病院のご飯は美味しかった気がする。手術後、病室が一緒だった方と少しお話ししてご厚意でアイスやスイーツを頂く連続で。しかも高いハーゲンダッツ。

アイソトープ治療のことは全く覚えていません。何を思い出したら良いのか分からないぐらい。ただ家に幼いところが居たので、悪い影響があるかも、と心配して、すぐ家に帰るのを躊躇して、知り合いの紹介でお寺のお部屋をお借りしたのを覚えてます。

今—— 病気になったのが、自分でよかった

病気が見つかったからずっと、「健康調査」があるのは、県民の健康を気にしているのだなと感じていた。ありがたいことだなとかまで思っていた。国なのか、県なのかは分かっていないけど、へーすげーなーと思ってた。

甲状腺がんが見つかる人が増えてるのをニュースを見る。その1人になる。でも、それは「過剰診断」により見つかっただけであると流れる。

では、何のために検査は行われたのか？ 少しでも「ありがたいな」と思っていた気持ちはどうなる？ がっかりというか、残念でならない。自分は、検査2回ぐらい拒否ってたくせに。複雑な気持ちです。

最近また再発して、3回目の手術の話が出た。嫌な気持ちもあるけど、どちらかという母親に迷惑かけてばかりなのが申し訳ない。

ただでさえ薬を飲み忘れが多いのに、これからもずっと飲まないといけない。前までは飲まないのが日常だったけど、もう、飲むのが当たり前だから、それに慣れるまでまだ、もう少しかかると思う。

漠然とした不安。これから先のことも考えられない。今とか、未来とか、実際、やばい。

でも、私は病気になったのが、身内や友達ではなく、自分で良かったなと思ってます。友だちや家族が罹った方が、つらいんじゃないかと思う。今でも友だちが心配です。何も考えずに一緒に遊んでいた子。

これから、結婚とか、出産とかになっていくのに、まだ、甲状腺がんになる可能性はあるから、不安はのぞけてないんだよな～と思います。

裁判官の皆さんに対しても、甲状腺がんになったのが、あなたのお子さんでなくて良かった。そう思います。

裁判官の皆さんには、今もこれからも不安に思う人が300人以上いてその家族達も不安に思っていることを伝えたいです。そして、今の状況が少しでも変わればと思っています。



『がんになったのが自分で良かった』という言葉の重さ

弁護士 古川健三



「堰を切ったように」とはまさにこのようなことを言うのかと、私は彼女から送られてきた原稿を見ながら思いました。提訴の前年に初顔合わせをした彼女に、私は寡黙な印象を持っていました。

(単に、初対面のオジサンに緊張していたのかも知れませんが。)しかしその後の提訴行動、そして先行した二人の原告の意見陳述が、彼女の中の何かを突き崩したに違いありません。彼女を私より前から知っている周囲の人達ですら驚くほど、彼女の内部からたくさんの言葉が溢れ出てきたの

病気の因果関係は法的にどう判断されるべきか

弁護士 中野宏典



原告の皆さんが小児甲状腺がん罹患した原因が、福島第一原発事故による被ばくにあると法的に評価できるかどうか——法律上の因果関係の有無が、この裁判の大きな争点となります。

原告らの第4準備書面では、特に過去の裁判例において、放射線被ばくと病気との法律上の因果関係をどのような基準を用いて判断してきたのかということ的前提としつつも、本件の特殊性を踏まえて、この裁判においてどのような基準で因果関係が判断されるべきなのかを主張しました。

過去の裁判では、①放射線被ばくの程度、②統

でした。しかも言葉の一つ一つが映像的で輝いていて、私たち弁護団が足したり引いたりするのも困難に思うほどだったのです。

彼女の言葉の中でもっとも衝撃であったのは、「甲状腺がんになったのが自分で良かった」と言う言葉でした。自分も辛いけれど、それよりも家族や友達ががんになるのがもっと辛い、だから自分で良かったと思う。彼女はごくごく自然体で、さりげなくそう語りました。そんな気持ちにたどり着くまで、彼女に果たして何が起こり、そのたびに彼女はどう感じてきたのか。「良かった」と言う言葉は私もたくさん聞いてきましたし自分で言ったこともあります。こんなにも重たい「良かった」は今まで聞いたことがありませんでした。

計学的、疫学的知見等に基づく被ばくと病気との関連の強さを中心としつつ、③病気の具体的な症状、その症状の推移及び病歴、④他の危険因子の有無といった事情を総合的に検討して、因果関係を判断するとされてきました。

過去の裁判と本件の大きな違い(本件の特殊性)は、本件で問題となっている小児甲状腺がんという病気が、放射線以外の原因ではほとんど発症しない(年発生割合は0.0002%程度)という点です。そのため、発症した以上は、①との関係でも相応の(発症に足りる程度の)被ばくをしたといえる余地があり、②の疫学が非常に重要な判断要素になってきます。

この裁判では、細かな科学的な主張も出てきますが、このような大枠を見失わずに主張を展開することが大切だと考えています。

原告の「原因確率」は90%以上



弁護士 西念京祐

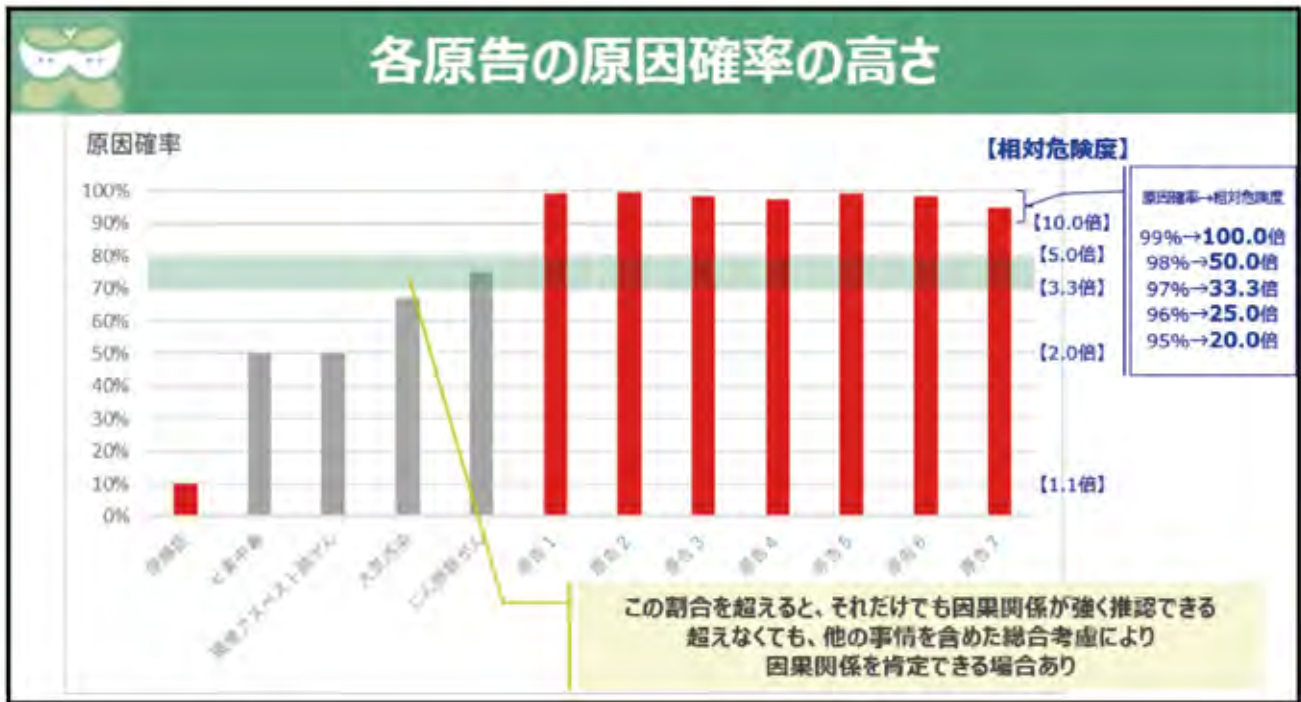
今回、第3回公判では、疫学の専門家である岡山大学の津田敏秀教授が意見書を提出し、原告一人ひとりが、原発事故による被ばくで甲状腺がんになった確率を示し、裁判所に、因果関係を認めるよう求めました。

疫学とは、人間を集団で捉え、調査データをもとに、病気の原因を探り当てたり、因果関係を検証する科学的な方法論です。アメリカの公害民事裁判でも、日本でのいわゆる「四大公害病」の裁判でも、この疫学的な手法を用いて、因果関係を判断してきた歴史があります。その手法を使おうというわけです。

今回の意見書で、津田教授は、原発事故により被ばくしたと考えられる地域におけるデータと、原発事故による被ばくは及んでいないと考えられ

る地域のデータとを比較し、被ばくによる小児甲状腺がんが、通常より何倍多発しているかを算出（相対危険度）。さらに、その差（増加分）を原告一人ひとりに当てはめ、原発事故による被ばくで甲状腺がんになった確率（原因確率）を割り出しました。その結果、原告7人の原因確率は、約95～99%と非常に高い数値を示しました。

過去の健康被害の例では、大気汚染公害訴訟では原因確率50～67%以上、ヒ素中毒では50%以上、じん肺肺がんでは50～75%で因果関係を認め、放射線起因性に関する原爆症認定では10%以上であれば、個別判断で因果関係が認められてきました。そうした過去の事例と比較しても、本件の原告らの原因確率が、著しく高い特徴があることがわかります。



東京電力は、原告の被ばく量は非常に少なく、甲状腺がんを発症するようなものではなかったと主張しており、因果関係の争点についても反論してくるでしょう。しかし、私たちが示すデータは、疫学上の手法に基づいて実際に得られたデータであり、因果関係があると考えられることを明瞭に示しています。単なる憶測なのか、データに基づ

く根拠ある主張なのか。その違いは明らかですから、裁判所は、従来通り、原告の因果関係を認めるべきだと考えます。

今後も、引き続き、この因果関係の有無という争点にご注目ください。応援よろしくお願い致します。

ひきつづき、熱い、厚いご支援を!

～第3回期日をむかえて

弁護団長 井戸謙一



今回の期日で東電の主張の概要が明らかになりました。①甲状腺に100mSv以上の被ばくをしないと甲状腺がんにならない、②原告らの甲状腺はせいぜい10mSvの被ばくしかしていない、③福島の子ども・若者の間で300人を超える甲状腺がんが確認されているが、これは「潜在がん」を見つけているだけで、甲状腺がんが多発しているのではない、というものです。

今後、私たち弁護団は、東電の主張に対する本格的な反論をしていきます。今回の期日では、その第1弾として、疫学に基づく原因確率論を主張しました。次回期日以降は、順次、原告らが受けた被ばく量についての主張、「潜在がん」論に対する反論、原告らが受けた被害の特質についての主張等をしていきます。この裁判における議論は佳境に入ってきました。

この裁判に対しては、国内外の多くの科学者、市民の方々から多大の支援や助言が寄せられています。さる11月3日、国連の自由権規約委員会は、日本政府に対し、福島で多数の子どもが甲状腺が

んと診断されていることに懸念を表明し、今後も被ばく影響についての評価を続けることを求めました。

この裁判は、事実を捻じ曲げて原子力災害の被害を極力小さく見せようとする勢力と、曇りない目で事実を見て、評価し、加害者に当たり前の対応を求めようとする国内外の多くの人たちの総力戦の様相を呈してきました。

ひきつづき、熱い、厚いご支援をお願いします。



ここが知りたい! 「国連と小児甲状腺がん」 (OurPlanet-TV 白石草)

小児甲状腺がんに関する評価といえば、政府も東京電力も「原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR)」の報告書を重視しています。UNSCEAR は福島で多数見つかっている甲状腺がんは精密な検査の結果によるものだとして、被ばくとの因果関係を否定しています。

一方、同じ国連機関でも、国連自由権規約委員会は逆の立場です。井戸弁護団長が書いているように、11月に公表した日本政府に対する報告書において、同委員会は福島県の小児甲状腺がんについて懸念を表明しました。

前者は1950年代、核実験の被ばく影響に対する不安に対応するために発足したのに対し、後者は、生命に対する権利、表現の自由、差別禁止などを規定している「自由権規約」を批准国が守っているかを審査するために発足しました。成立の背景が全く異なります。前者の加盟国は、核保有5カ国など計31カ国にすぎないのに対し、後者は、国連加盟国の大半173カ国が批准しており、国連で最も重要な機関のひとつと言えます。



大好評 「BE A VOICE」チャリティTシャツ みんなで着て裁判を応援しよう！

第3回期日に合わせ、11月7日から1週間、「311子ども甲状腺がん裁判」を応援するチャリティTシャツの販売をしました。企画・デザインを担当したのは、京都に拠点を置くチャリティTシャツ専門会社「JAMMIN」です。Tシャツ1枚あたり700円が当団体への寄付になる仕組みで211,260円が集まりました。ご寄付は、原告の交通費に充てさせていただきます。

今回のコラボで生まれたTシャツデザインは、森と蝶、動物をモチーフにしたもの。森の中から顔を出す動物は、声を上げた原告、生い茂る植物は支える周囲の人々を表しています。そして、「be a voice」(声になれ！)というスローガンがプリントされています。Tシャツは来年6月に再販売する予定です！今回、買い逃した方はぜひお買い求めください。



グッズ購入ごとに
700円が寄付されます

今後の日程

第4回口頭弁論 2023年1月25日(水) 11:30～東京地裁 806号法廷

原告の意見陳述が予定されています。裁判の盛り上がり、判決を左右します。ぜひ東京地裁にお集まりください。
報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第5回口頭弁論 2023年3月15日(水) 14:00～東京地裁 第6回口頭弁論 2023年6月14日(水) 14:00～東京地裁

署名にご協力ありがとうございました！

「原告本人の意見陳述」と「大法廷での裁判」を求める署名にご協力ありがとうございます。10月15日までに計19,151筆が集まり、東京地方裁判所に署名を提出しました。当初、1回のみしか認められていなかった原告の意見陳述ですが、この署名と弁護団の粘り強い交渉により、第5回期日まで認められました。次回と次々回は、原告2人が意見陳述すべく準備を進めています。また大法廷の使用も、第5回以降、原則として認められました。大きな前進です。一般傍聴人席は25席から75席程度に増えます。多くの方の傍聴をお待ちしています。

裁判を支えてください

署名活動

原告全員の意見陳述と大法廷での審理を実現するために署名にご協力ください。

ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

- 郵便振替
記号:00170-7 番号:393240
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
- ゆうちょ銀行
店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
- 城南信用金庫
九段支店 普通預金 口座番号:355663
口座名: 3 1 1 甲状腺がん子ども支援ネットワーク
- Ready for 継続寄付(月額支援)
※クレジットカード決済となります

クレジットカードによる継続寄付(月額支援)はこちら→

銀行からお振込みの際は
info@311support.netまでお知らせください。



311子ども甲状腺がん裁判

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2022年12月10日
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー8階 さくら共同法律事務所内
【TEL】03-6384-1158(平日:午前10時～午後5時) 【FAX】03-6384-1121
【E-mail】 info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています